

中東知的財産ニュースレター Vol.19

サウジアラビア — 知的財産局の設立

サウジアラビア閣僚会議は、知的財産の保護に対するサウジアラビアのたゆまぬ取り組みに鑑み、サウジアラビア知的財産局の設立を承認し、施行規則を公表した。同局は、商業投資省の管轄に置かれ、国内の知的財産にかかわる問題の対処等に関する責務を担う予定である。

施行規則の規定により、サウジアラビア知的財産局は、強固な執行力と合理化された手続きを有する機関になる。同局の責務には次のような事項が含まれると考えられる。(1) 商標の登録、(2) 知的財産のポリシー、保護、権利行使に関する助言、(3) 知的財産保護の強化、推進、(4) 知的財産の尊重を促進するための、トレーニング、教育および能力開発プログラムの提供。

サウジアラビアでは、その他に、商標に関して下記のような改正が最近行われた。(1) 司法上の手続きから行政上の手続きへの異議申し立て手続きの変更、(2) 商標の更新に対するオンライン出願への移行（近い将来に、商標登録の電子出願が実現する可能性もある。）

サウジアラビアにおいて、より多くの投資が誘致され、民間セクターの経済が後押しされるよう、さらなる進展が期待される。

サウジアラビア — 医薬品の添付文書のアラビア語への翻訳を忘れずに

サウジアラビア食品医薬品庁（SFDA）は、2017年36838号通達の規定により、製薬会社が製造するすべての医薬品について、製品概要や患者用添付文書のアラビア語への翻訳が必要になったことを発表した。アラビア語の使用に選択の余地はなく、法定要件である以上、商標をアラビア語に音訳して登録することが望ましい。

標章の音訳は保護されるが、同じ言語（例えばサウジアラビアの場合はアラビア語）で標章を比較する際、混同の可能性があることは比較的容易に明らかである。それでもやはり、サウジアラビアにおいて、先願主義の概念が重要な役割を果たしていることを考慮すると、元のラテン語の形式に加え、音訳されたアラビア語文字による商標を登録することが望ましい。

このニュースは、医薬品を承認および認可し、医薬品の処方を可能にするために利用される包括的なデータベースを維持するというSFDAの進行中のプロジェクトに基づいている。この動きは、知識集約型経済の創造という目標を達成し、最終的には研究開発

型コミュニティの創造を推進するための、サウジアラビアの動機付けと取り組みを示している。

GCC（湾岸協力会議） — 付加価値税の導入

サウジアラビアとアラブ首長国連邦において、2018年1月1日付けで付加価値税（VAT）の導入が予定されている。VATは、ヘルスケア、教育などに限定される一部の例外を除き、5%の標準税率で商品とサービスに適用される。

背景として、VAT法は、湾岸協力会議（GCC）のVAT枠組み協定で概要が示されたように、GCC諸国が賛同する共通原則に基づいている。GCCの各加盟国は、VATに関する個別の国の法令を独自に確立することが期待されており、したがって、詳細なコンプライアンス要件および一連の規則は各国それぞれの法令で大綱が示される。

バーレーン、クウェート、オマーン、カタールをはじめとする残りのGCC諸国も、遅くとも2019年1月1日までにVATを導入すると思われる。

カタール — 商標更新の正式手続きを改定

2016年の6号通達により、商標の更新料金は、更新後保護期間の最終日まで追加料金なしで支払い可能である。以前は、更新料金を追加料金なしで支払うことが可能な最終日は、更新後保護期間の初日だった。

更新料金の支払い遅延は、追加料金の支払いを条件に、6カ月のグレース・ピリオドの間と規定されている。更新料金は、更新期限の12カ月前から支払いが可能であり、この場合、保護期間が短縮されることはない。

オマーン — GCC 商標法を承認

オマーンは、湾岸協力会議（GCC）商標法を2017年7月31日月曜日付けで正式に導入した。この決定は、2017年の33号勅令により公布され、2017年7月30日に官報で公表された。現在、関連当局による施行規則の発布を待っており、発布と同時に公的手数料の大幅な値上げが見込まれている。そのため、今後12カ月間にわたる更新期限に今すぐ注意を払い、既存の公的手数料のメリットを享受できるようにすることが望ましい。新しい出願をただちに提出することも推奨される。先行出願の結果、公的手数料を節約できる可能性が相当に高く、対応する価値があると考えられるためである。

GCC諸国、すなわち、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、およびアラブ首長国連邦は、1980年代後半以降、知的財産に連携して携わってき

た。GCC 特許規則と GCC 特許庁憲章が 1992 年に承認されたため、GCC 特許庁は 1998 年に業務を開始し、2002 年に初の特許を付与した。

GCC 商標法は、GCC 特許法とは異なり、GCC 各国の商標法を一致させるものであり、単一の法律ではない。各国において GCC 商標法が発効するには、それぞれの国が GCC 商標法およびその施行規則を導入する必要がある。GCC 商標法は、湾岸協力会議において 2006 年に成立し、2014 年に改正された。商標権の登録および権利行使に関し、統一的な一連の条項を規定する。ただし、単一の登録制度を提供していない。GCC 各国の商標局は引き続き、国内で商標出願の受理および商標登録を行う。GCC の 6 つの加盟国すべてで商標を登録するには、依然として 6 カ国に対し、個別に商標出願する必要がある。

GCC 商標法では、商標の定義が大幅に拡大している。GCC 商標法第 2 条には、商標として、色彩のみからなる標章、音響標章、匂い標章が挙げられ、GCC 全体でこのような商標の登録を保護することが可能になるよう提唱している。

さらに、GCC 商標法の下では複数分類への出願を認めることができるとされており、これを導入する国においては、商標の運用に大きな転換が生じる。登録要件も改定されており、外国の言葉に対する条項も含まれるようになったため、施行規則第 4 条により、言葉やフレーズの翻訳の認証と、アラビア語での発音方法の指示を提供する必要が生じている。

審査手続きについて、出願日から 90 日以内に審査されている。商標局は、出願人に判断を通知する。通知から 90 日以内に、当局の措置に対して応答することができる。

GCC 商標法のその他の特徴は、以下のとおりである。

1. 先行する外国出願に基づいた優先権の主張が可能。
2. 商標出願が登録機関により受理されると、異議申立てのために公表される。異議申立ては、公表日から 60 日以内に提出されなければならない。
3. 商標登録は、出願日から 10 年間有効であり、10 年ずつ更新できる。更新の遅れに対し、6 カ月のグレース・ペリオドが設けられる。
4. 商標は、登録後 5 年連続で使用しない場合、いずれかの利害関係者によって登録の取り消しが求められる可能性がある。
5. GCC 商標法は、GCC 加盟国においてよく知られている有名な商標を承認し、これが登録されていない場合でも、これを保護すると定める。
6. GCC 商標法は、侵害者に対する民事訴訟および刑事訴訟を起こす権利を商標の権利者に付与する。刑罰は、5 年以下の禁固や、27 万米ドル以下の罰金の支払いである。

エジプト — 国際特許の電子出願

中東および北アフリカ地域において、ますます多くの特許庁が国内出願人向けの国際特許出願の受理官庁となるにつれて、提供するサービスも改良されている。エジプト特許庁は地域唯一の国際調査機関および国際予備審査機関であり、エジプト国民向けに電子的な国際特許出願の受付を開始した。出願人は、アラビア語または英語での出願が可能であり、国際調査機関である、米国、オーストリア、エジプト、欧州特許庁から任意の機関を指定できる。

今回の改定により、出願手続きが簡素化および合理化されることが期待される。時間がたてば、PCT/EGYYYY/XXXXXX 形式のシリアル番号の出願件数が統計により明らかになるだろう。

クウェート — 商標登録証明書の正本は今後不要に

クウェートの商標局で導入された新しい手続きの規定により、名称や住所の変更、譲渡、合併などの更新事項と記録事項に対し、個別の証明書を発行する予定である。これまで商標局は、記録の承認のために、商標登録証明書の正本を提出するよう要求していた。

今回の改定は、クウェートにおいて GCC 商標法の施行規則承認後に施行された多数の手続き変更に伴って実施される。前記手続き変更の内容は以下のとおりである。

- 正当な定款または登記簿謄本を、商標出願の補助として提出しなければならない。外国の登録または出願の証明書は、今後不要である。定款または登記簿謄本は、出願後に使用される場合がある。
- これまでになかった対応として、更新の通知、および譲渡の記録、名称変更、住所変更に対する通知は、官報で公表される。
- 異議に対する答弁書は、通知の受領から 30 日に代わり、60 日以内の提出が可能である。また、異議申立てにおける登録機関の決定に対する上訴の最終期限が延期された。現在は、通知の受領から 10 日であるが、これに代わり 30 日である。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 19

[著者]

SABA & Co. Intellectual Property s.a.l.



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2017年12月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、SABA & Co IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。